

くらし部会

第1回くらし部会 8月29日(水) 午後1時30分-3時30分 あしすとして

テーマ:「障がいのある方が地域で生活し続けるためにどうしたらよいか」(案)

くらし部会は多業種、それぞれが違う課題を抱えていると思われる。その為、それぞれの機関の課題をお互いに認識することを目的とし、事前アンケートを実施した。

第1回の部会では、アンケートを踏まえ共通の課題について自由に意見交換しながら確認していきたい。

足立区自立支援協議会くらし部会 事前アンケート

30.7.12 配布 7.19 回収

自己紹介

ご自身について

氏名:

プロフィール:

所属について

どんな施設(職場)ですか?:

対象者は?:

規模(定員など):

1. 「障がいのある方が地域でくらし続けていくために」あったら良いと思う、またはもっと充実できたら良いと思う社会資源などはありますか?
2. 「障がいのある方が地域でくらし続けていくために」どんな活動や取り組みが必要だと思われるですか?
3. くらし部会に期待すること、共有したいことなど自由にご記入ください。

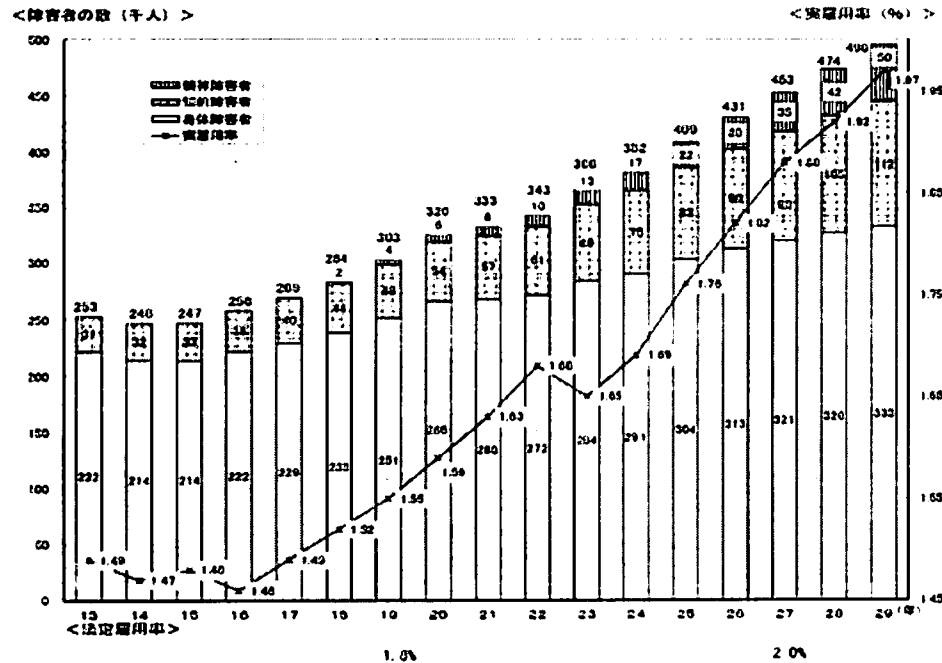
はたらく部会

背景

近年、障害者権利条約の批准以降の法整備をはじめ、障害者雇用促進法の改正による雇用率の見直しや精神障害者の雇用義務化の流れの中で、障害者雇用者数は着実に進展しています(図1)。

(図1)厚生労働省平成29年「障害者雇用状況」集計結果より

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

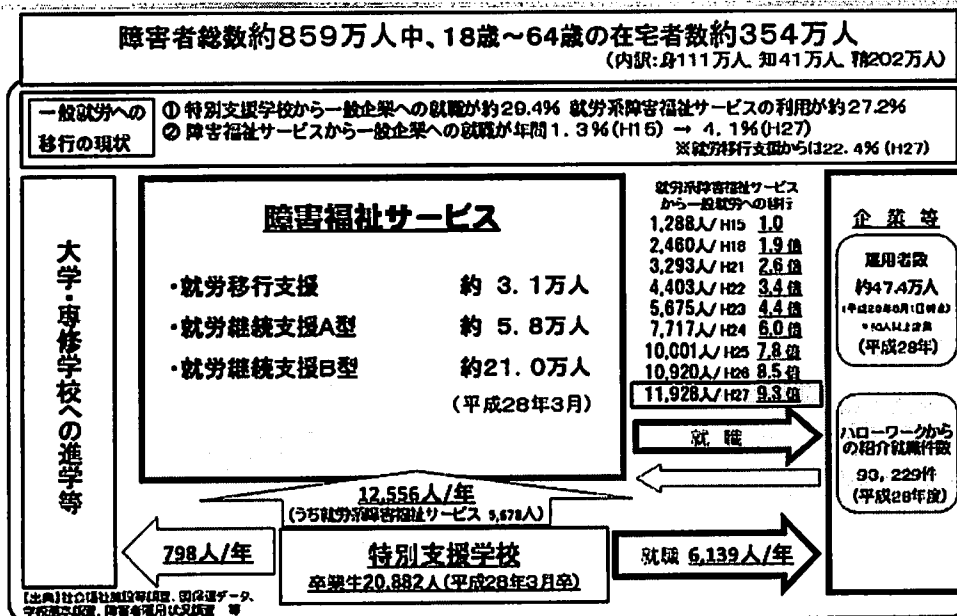


雇用者数は年々増加

また、ハローワークを中心とした障害者就業・生活支援センターや市区町村就労支援センター、就労移行支援事業所などの機関の支援によって就職者も増加しています(図2)。

(図2)厚生労働省「障害者就労の状況」より

就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ



福祉から雇用も急増

さらに、就労継続支援事業においても、工賃向上計画の取り組みが展開され、着実に向上しています(図3)。

(図3)厚生労働省「平成28年度平均工賃(賃金)月額の実績」より

平成28年度平均工賃(賃金)

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数(箇所)	平成28年度(割合)	
	月額	月額		月額	月額
就労継続支援B型事業所 (前年比)	15,295円 (101.7%)	199円 (103.1%)	10,434	15,033円	193円
就労継続支援A型事業所 (前年比)	70,720円 (104.3%)	795円 (103.4%)	3,385	67,795円	769円

➡ 工賃額も徐々増加

○平成18年度と平成28年度の比較

対象事業所	平均工賃(賃金) (増加率)
工賃向上計画の対象施設(※)の平均工賃 ※ 平成18年度に就労継続支援B型事業所、A型・B型事業所、小規模多機能型居宅施設	(平成18年度) 12,222円 → (平成28年度) 15,295円 (125.1%)
就労継続支援B型事業所(平成26年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃向上計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) 12,542円 → (平成28年度) 17,110円 (136.4%)

一方で、雇用面においては、求人側と求職側の理解不十分によるミスマッチの増加が課題となっており、福祉的就労系サービスにおいては一般就労への移行率、工賃額の事業所格差が課題として挙げてきており、サービスを利用する障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報の公表も検討の方向性として示されました。

これまで、厚生労働省の研究でも各地域の社会資源が密接に連携して支援に取り組むことの必要性が挙げられてきましたが、地域レベルでの連携の在り方を検討していく上では、地域の実情により特色、資源、制度運用も異なることから、地域の実情に応じた実務者間での検討がより有用な就労支援につながると思います。

また、法整備や制度が充実しつつある半面、サービス中心の画一的な支援になっている印象もあり、ソーシャルワークとしての一人ひとりを地域で支えていくための社会生活ニーズに焦点を当てた支援について改めて地域レベルで考えていく時期であると考えます。

検討内容

上記の背景から、今後はより地域の特色を生かした支援計画が重要になるため、障がいのある方がその人らしい働き方を実現できることを支えていく地域連携及び地域資源開発の在り方を検討して行ければと思います。そのためにまずは地域で就労支援を行っている多領域・多職種間で課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制確立の一助になることを共通の目的とした部会に発展させたいと思います。

参考文献

厚生労働省 現状・課題と検討の方向性 資料1 (平成27年10月15日)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Saniikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000100999.pdf

厚生労働省 職業安定局高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課 地域就労支援室

「地域の就労支援の在り方に関する研究会(第2次)」の報告書(平成26年3月4日)

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/report.pdf>

2018.7.23

2018年度足立区自立支援協議会

全体会/子ども部会のあり方に関する意見

2012年以降、自立支援協議会が地域の身近な運営主体である行政単位で広く福祉問題が議論できる場が確保された。しかし、この間のあゆみはこの地域の山積する当該の課題を解決しないまでも、それに向けた官民一体となった議論や実践が積み上がって来ているという実感は残念ながら無い。相変わらず区内には残念な事態が数多く発生してしまっている。その責任は関係者の全てにあるのでは。

そこで、当区における自立支援協議会が新たに第二ステージを迎えるに際し、この協議会／部会がこの地域の関係者としてのその責任をより一層全うするための場になればと思います。

就いては、子ども部会としては以下の点の事を心に止めながら活動が進められる事を提案します。

1：インクルーシブな共生社会が叫ばれる中で、子どもを障がいという概念で一括りしての関係者だけによる議論ではなく、障がい児という前に子どもである事を基本にして、広くこの地域の子どもの育ちにくさ、育てにくさ、学びにくさ、教えにくさなどなど、限りなく相対的なそうした困り感を感じている本人や家族に寄り添う姿勢・心情が今求められているという認識を共有する。

2：今日的には、子育てや子どもの教育に安心や安全を感じ、満足している者は多くない。そうした不定愁訴的な不安や不満、場合によっては怒りの思いの解消と子どもが育ちやすい社会・育てやすい地域社会の構築に向けた実践的な議論をへての提言・意見具申を目指す。

3：この部会に集う子ども関係者が結集し、情報、意見、思いを生活レベルでの解決に向けてた SOCIAL ACTION に収斂させていく事を目指した場とする。

4：その場での議論はメンバーの等価性を確保しつつ、話しっぱなしではなく、毎回なんらかの具体的な行動指針、内容を導き出し、全員で確認し終了する。

5：結果については、議事録として参加者が毎回共有出来るように、可能な限り速やかに配信する。

6：部会が効果的、機能的に運営されていくために、各メンバーは以下の役割の一つを担うものとする。

○役員(部会長・副部会長・事務局長)

○議事進行係

○議事録係

○事務局

7：部会・作業班は隔月に開催する。

(' 18/7・9.11、 '19/1.3)

相談支援部会

<部会の目的>

- ・相談支援に関する諸課題を検討・整理することで、区の相談支援体制の充実を図り、障がい者の地域生活を支援する。
- ・「支援チーム作りのしくみ」や「切れ目のない支援を行うしくみ（社会資源マップなど）」等について検討する。

<検討課題>

1 大きな課題

- | |
|--|
| ◎チーム作りのしくみ
◎切れ目のない支援を行うしくみ（社会資源マップなど） |
|--|

- ・障がい、年齢などによって相談の窓口が違う。どこにどのようにつないだらよいかのわかりにくい。
- ・障がい分野の場合、どこがご本人に対する支援の調整役（マネジメント）を担っているか曖昧なまま支援を行っているケースも多い。どこかが動いていると安心してしまい、結果的にご本人に対する支援が滞っていたり、情報が正確に伝わっていなかったりすることがある。
- ・現状では、対象者毎に、実質的なマネジメントの担い手が多様で（援護？生保？ケアマネ？相談支援専門員？保健師？障がい福祉サービス事業所？）、どこがマネジメントの担い手になるかの共通認識に乏しい。

2 今年度の検討事項

『相談のつながりが薄くなる期間も切れ目ない支援を提供するために必要なこと』

- EX 教育から障がい福祉、障がい福祉から介護保険
- 15歳 教育から福祉へ（義務教育終了）
 - 18歳 教育から福祉へ（高等部卒業）手帳切り替え
 - 20歳 児童から成人 年金受給
 - 40歳 障がい福祉から介護保険へ（2号保険）
 - 65歳 障がい福祉から介護保険へ（1号保険）

まずは、部会員の皆さんに、いろいろご意見いただき、整理していきたい。

- ・手薄になる年齢を中心に・・・
- ・それぞれがどのように相談を受け付け、どのように相談をつなぐとよいか？
- ・どのような相談・支援・サービスが足りないのか？
- ・どのような相談・支援・サービスがあるとよいか？
- ・ライフステージ・制度間の移行に必要なことは？
- ・どうしていくとわかりやすいか？

<今後の予定>

- 第1回専門部会 8月6日（金） 10：00～12：00
- 第2回専門部会 開催時期未定

権 利 擁 護 部 会

1. 障害者差別解消支援地域協議会とは

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク（根拠：障害者差別解消法第17条）

2. 取組・検討内容

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別解消の取組事例の共有・分析
- ・斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別解消の取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- ・個別の相談事案に対する対応

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」より抜粋

3. 構成機関

想定される地域協議会の構成機関等

当事者		障害者団体、家族会 等
行政	国の機関	法務局、ハローワーク 等
	地方公共団体	障害施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防 等
関係 機関 団体	教育	校長会、PTA 連合会 等
	福祉	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、自治会 等

※明確な規定はなく、地域の実情に応じて検討することとなっています。

4. 権利擁護部会での取組み

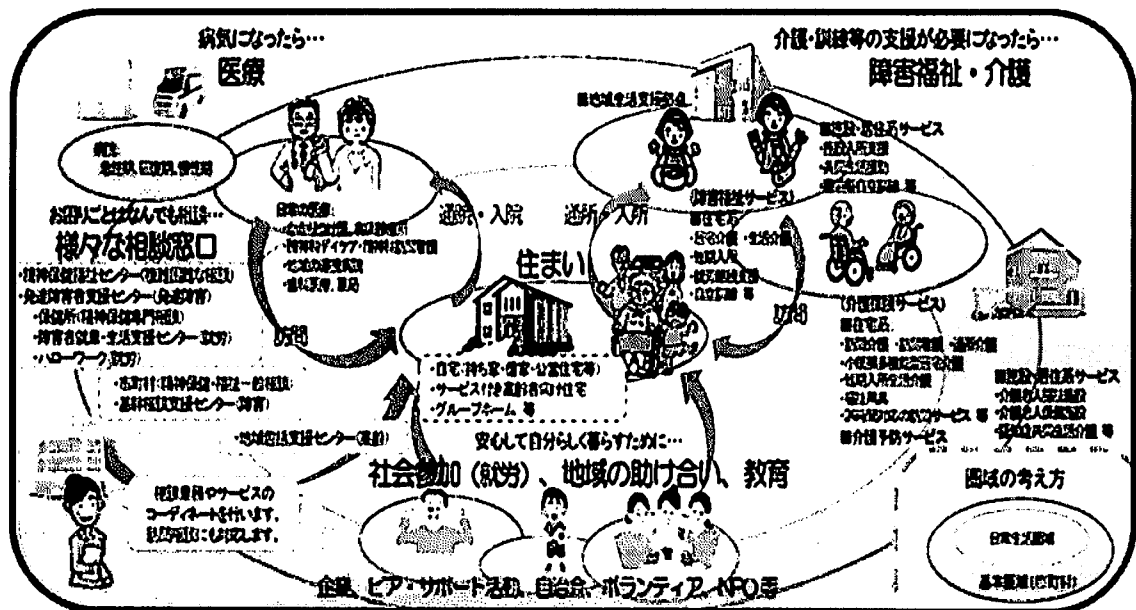
- ・障害者差別解消に係る相談事例・取組みの共有
- ・東京都障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査結果の共有
- ・足立区における障害者差別解消に向けた課題の共有
- ・東京都障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る情報共有

精神医療部会

精神医療部会は、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを考える保健・医療・福祉関係者による協議の場です。

精神障がい者の福祉を考える上で、精神科医療の継続が欠かせないという特徴があるため、精神障がいに焦点をあてた精神医療部会という名称になりました。

適切な医療を受けて、服薬を続けている精神障がい者は、働くことも、地域で福祉サービスの支援を受けて安定して生活することもできます。ひとりでも多くの精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、就労、教育、地域の助け合いなど、足立区らしい精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを考えていきます。



参考<国のイメージ図>